

昭和34年(1959年)伊勢湾台風
滋賀県近江八幡市水荳町

平成28年12月8日(木)
京都府防災研究所一般研究集会

1

滋賀県流域治水の推進に関する条例 制定の歩みとその後

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室
流域治水第一係 副主幹 一伊達哲

本日の予定

1. 滋賀県の流域治水政策の概要
2. 滋賀県流域治水の推進に関する条例
制定まで
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例
制定後の取組と課題

滋賀県が進める「流域治水」

～ 地域性を考慮した総合的な治水対策の展開 ～

人命
最優先

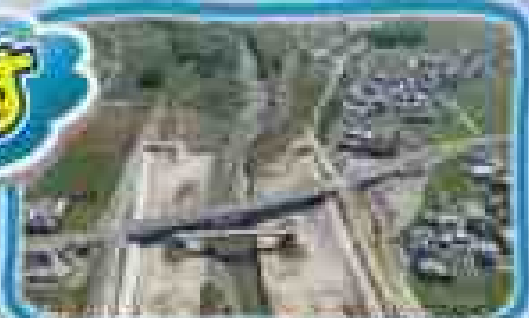


滋賀県流域治水条例の目的

1. どのような洪水でも、人の命を守る(最優先)
2. 床上浸水など生活再建が難しくなる被害を避ける



ながす



基幹的対策

河川の改修工事、適正な維持管理

そなえる



図上訓練、避難計画の作成、防災訓練

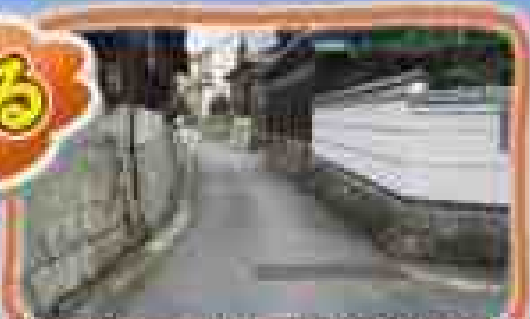
4つの対策を総合的に実施

ためる



グラウンドや森林などでの雨水貯留

とどめる



宅地の嵩上げ、土地利用規制

滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要

前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

基礎資料

想定浸水深の設定等

- ・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深(地先の安全度マップ)を設定
- ・おおむね5年ごとに設定・公表

実現

ながす

河川における氾濫防止対策

- ・知事：管理する河川の整備を行う。(浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮)
- ・河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- ・流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- ・当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

ためる

集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水警戒区域における建築規制
- ・区域(200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域)は、住民・市町長・流域治水推進審議会(新設)の意見をふまえて指定
- ・指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く)
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

浸水に備えるための対策

- ・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

そなえる

とどめる

雑則

- ・財政上の措置
- ・施策実施状況の議会への報告
- ・市町条例との関係

罰則(当分の間適用しない)

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

地先の安全度を用いたリスク評価

～リスク・マトリクス～

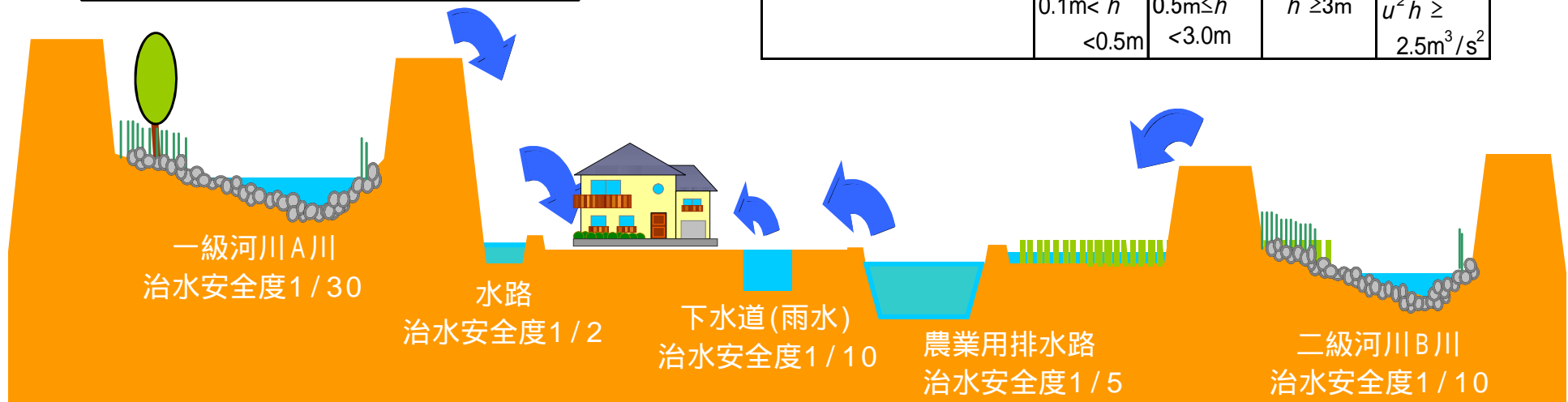
右図は、当該地点に一般家屋がある場合に、

家屋流失が200年に1度程度、
家屋水没が200年に1度程度、
床上浸水が 50年に1度程度、
床下浸水が 10年に1度程度、

の頻度で発生することを意味する。

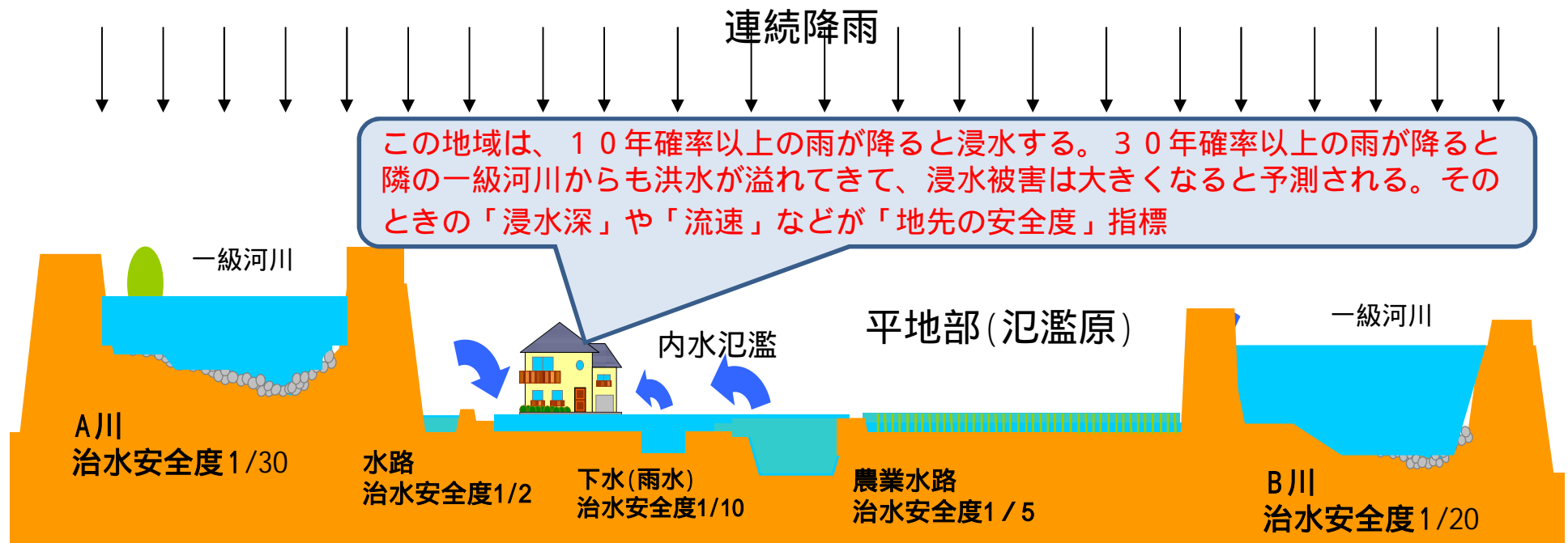
「地先の安全度」とは、
場所ごとに覚悟しておく必要のある
“水害リスク”

1/ 2	(0.500)	年 発 生 確 率				
1/ 10	(0.100)					
1/ 30	(0.033)					
1/ 50	(0.020)					
1/100	(0.010)					
1/200	(0.005)					
...						
		被害の種類(浸水深・流体力)				
		床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失	
		$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$	



流域治水の基礎情報 「地先の安全度マップ」⁶

大河川だけではなく、身近な水路のはん濫なども考慮した浸水想定マップ(10年、100年、200年に一度の雨)



- 浸水想定区域図: 大きな川からのみ氾濫。他は晴天
- 地先の安全度マップ: 大きな川だけではなく、身近な水路も氾濫
実現象に近い予測が可能となった

野洲川からの氾濫

葉山川

草津川・金勝川からの氾濫

浸水想定区域図に基づく
旧栗東市ハザードマップ



滋賀県流域治水条例(第9条)

- 水防法に定める河川管理者の責務(河川整備・維持管理)の明確化



滋賀県流域治水条例(第10,11条)

- 建物、公園、運動場などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化



▲滋賀県南部総合庁舎(草津市)
玄関にも雨水貯留タンクを設置しています



▲高時小学校(長浜市)
ビオトープ兼用の雨水貯留施設

滋賀県流域治水条例(第29条)

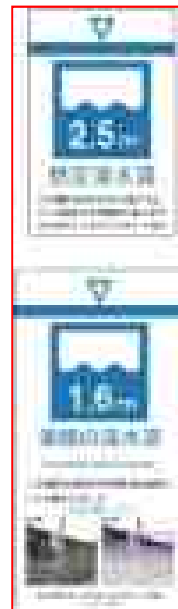
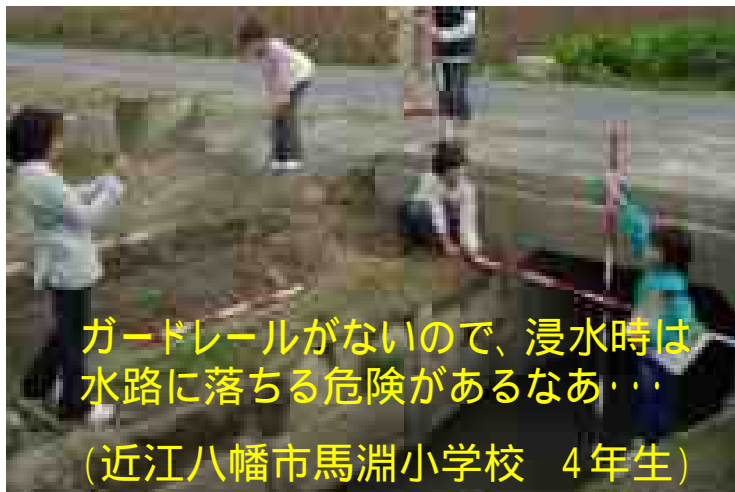
- 宅地建物取引業者は、宅建取引時に、取引の相手方に水害リスク情報を提供することを努力義務化



普段は水害に無縁に見える街も、大雨のときには浸水する(右:平成25年台風18号時)

滋賀県流域治水条例(第30～34条)

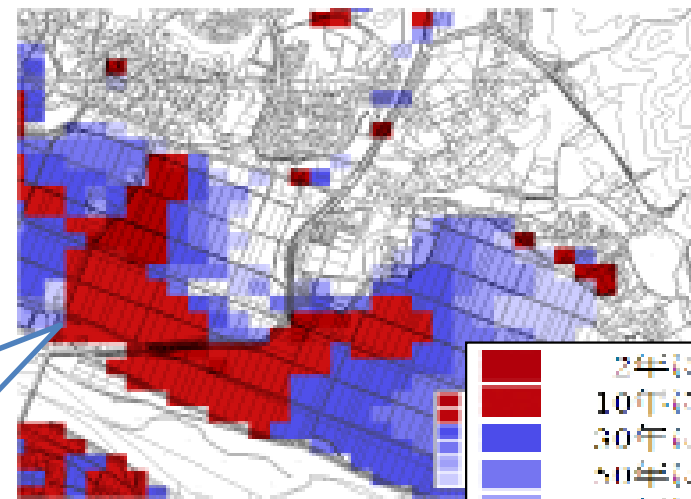
- 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める
 - 出前講座、水害履歴調査



滋賀県流域治水条例(第24条)

- 10年確率の降雨(時間雨量50mm、24時間170mm)の際に50cm以上の浸水が予想される区域は、新たに市街化区域には含めない。
 - ただし、対策がされていればOK。

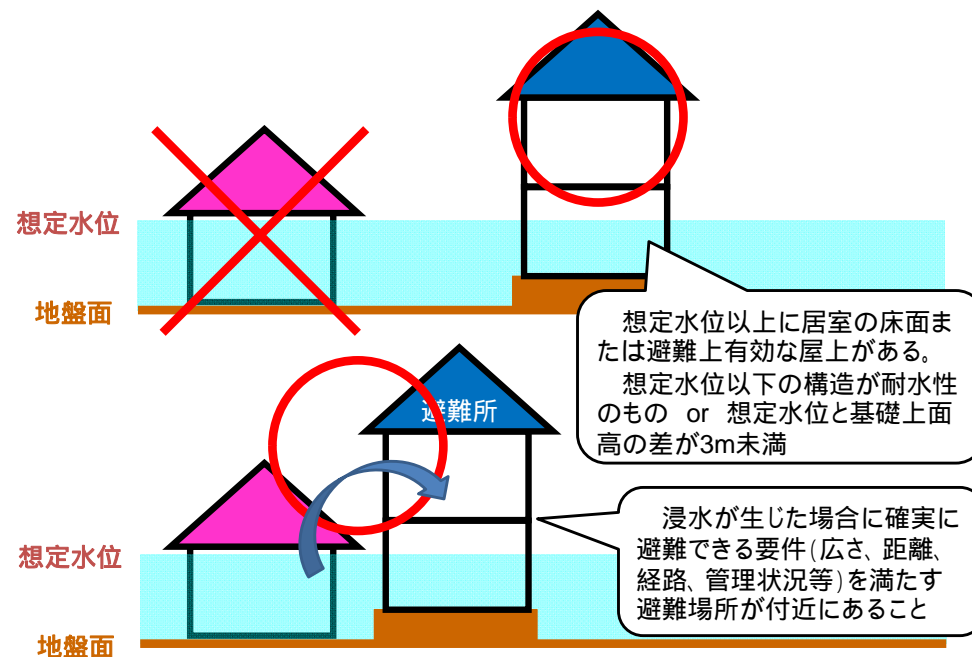
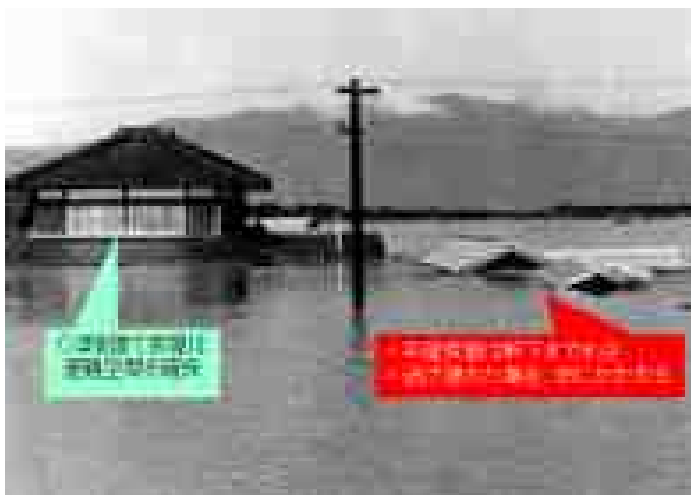
「地先の安全度マップ」を都市計画法施行令第8条の関連通達の運用に活用



床上浸水の年発生確率

滋賀県流域治水条例(第13～23条)

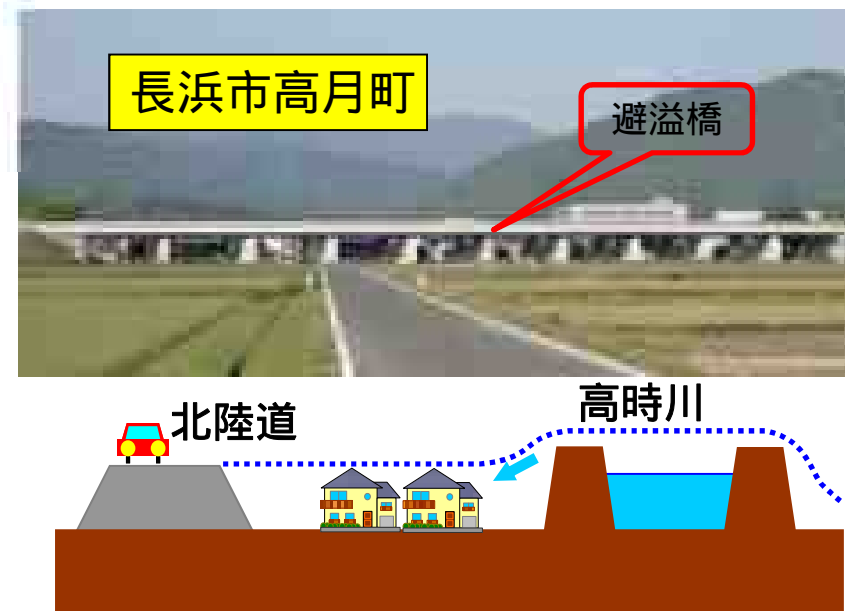
- 知事は、水害リスクの高い区域を「浸水警戒区域」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては耐水化構造をチェック
- 浸水警戒区域は建築基準法の災害危険区域となる。



建築規制とは、知事が ~ を確認する制度のことです。

滋賀県流域治水条例(第25条)

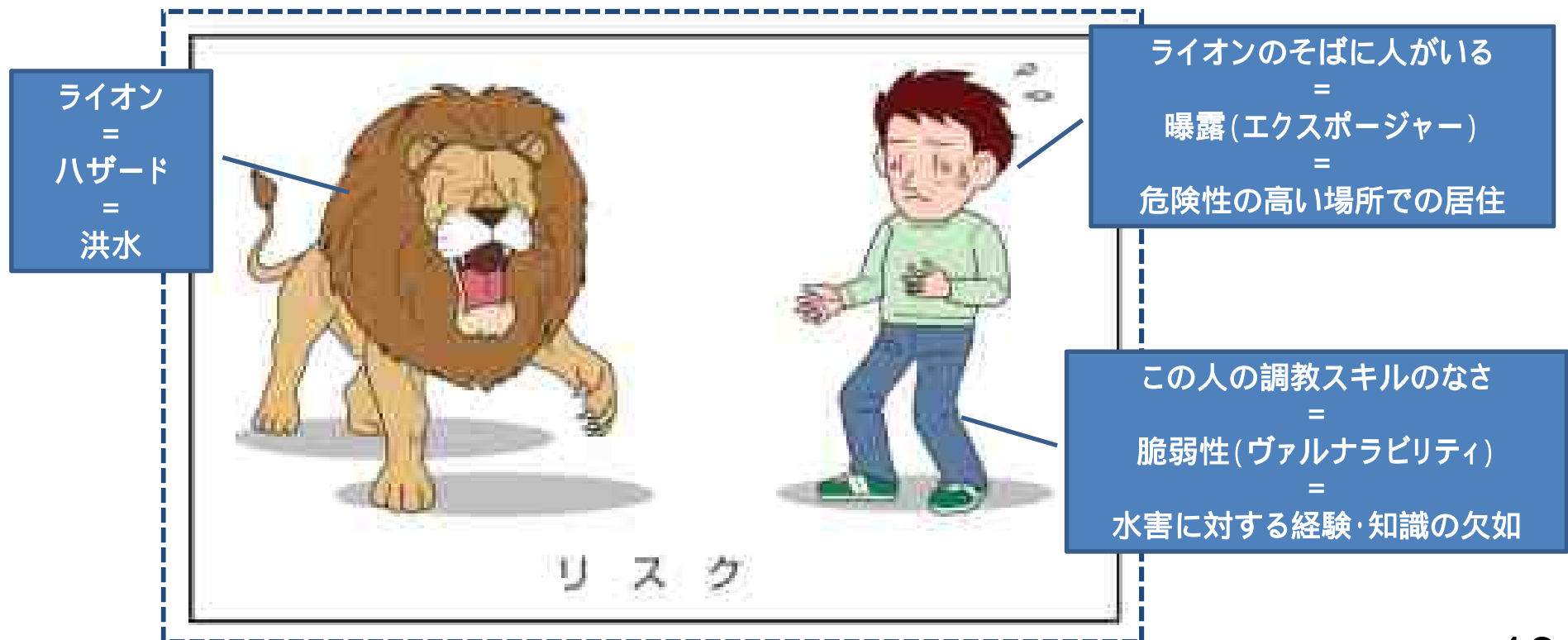
- 事業者は、盛土構造物の設置等により、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。



リスクベースの適応策

「IPCC第5次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」13P

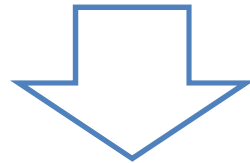
『気候に関連した影響の**リスク**は、気候に関連する**ハザード**(災害外力)(危険な事象や傾向などを含む)と、適応する能力を含む人間及び自然システムの**脆弱性**や**曝露**ととの相互作用の結果もたらされる。』



上図は厚生労働省「自動車整備業におけるリスクアセスメント」より引用

滋賀県の流域治水政策の特徴

従来の治水政策
ハザード(洪水)の封じ込めが主体



滋賀県の流域治水政策
リスクの評価に基づく治水政策を実現

ハザード対策←ながす対策
エクスポージャー対策←土地利用規制
ヴァルナラビリティ対策←地域防災力向上

滋賀県流域治水政策の特徴

1. 考え方

- ✓ 超過洪水を考慮
- ✓ 河川中心→地先中心
- ✓ ハザード封じ込め→リスク対策

2. 実務

- ✓ 地先の安全度への法的根拠の付与
- ✓ 宅地建物取引時の水害リスク情報提供の努力義務化
- ✓ 予測に基づく災害危険区域の指定
- ✓ 盛土構造物設置における配慮義務

本日の予定

1. 滋賀県の流域治水政策の概要
2. 滋賀県流域治水の推進に関する条例
制定まで
3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例
制定後の取組と課題

流域治水政策の歩み

～ 流域治水基本方針策定まで ～

- 2006(H18).9 流域治水政策室 設置
- 2006.10～ 水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 庁内組織
- 2007(H19).7～2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) 市町
- 2008(H20).2～2009.3 流域治水検討委員会(住民会議) 提言('08.12)
- 2009(H21).1～2010.5 流域治水検討委員会(学識者部会) 提言('10.5)
- 2011.3 『滋賀県流域治水基本方針(案)』のパブリックコメント
- 2011(H23).4 流域政策局 設置(流域治水政策室、広域河川政策室、
河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地域対策室)
- 2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) および、
琵琶湖流域治水推進部会の承認を得て、
『滋賀県流域治水基本方針(案)』を策定
- 2011.6 報告から議決事件へ変更
- 2012(H24).3 議決、『滋賀県流域治水基本方針』の策定



流域治水政策の歩み

～ 流域治水の推進に関する条例制定まで～

2012(H24).3 『滋賀県流域治水基本方針』県議会議決。基本方針策定

2012.9～2013.8 「地先の安全度マップ」公表

2013(H25).5～ 条例要綱案公表、パブリックコメントの実施

2013.9.16 台風18号襲来(A)

2013.9.18 9月県議会に条例案を提案 継続審議となる(B)

<理由> 住民や地元への説明が不十分
住民への罰則規定が問題である
具体的な河川整備計画を作ること

2013.12 11月県議会 再度、継続審議となる(B)

<理由> 関係住民への更なる説明が必要

2014.2.18 2月県議会 条例案を撤回、修正案を提案

<撤回理由> (A)(B)(C)をふまえ、一部修正するため

2014(H26).3.24 2月県議会 『流域治水の推進に関する条例』議決

2014.3.31 条例公布・施行



住民説明会(C)

2013.10.26

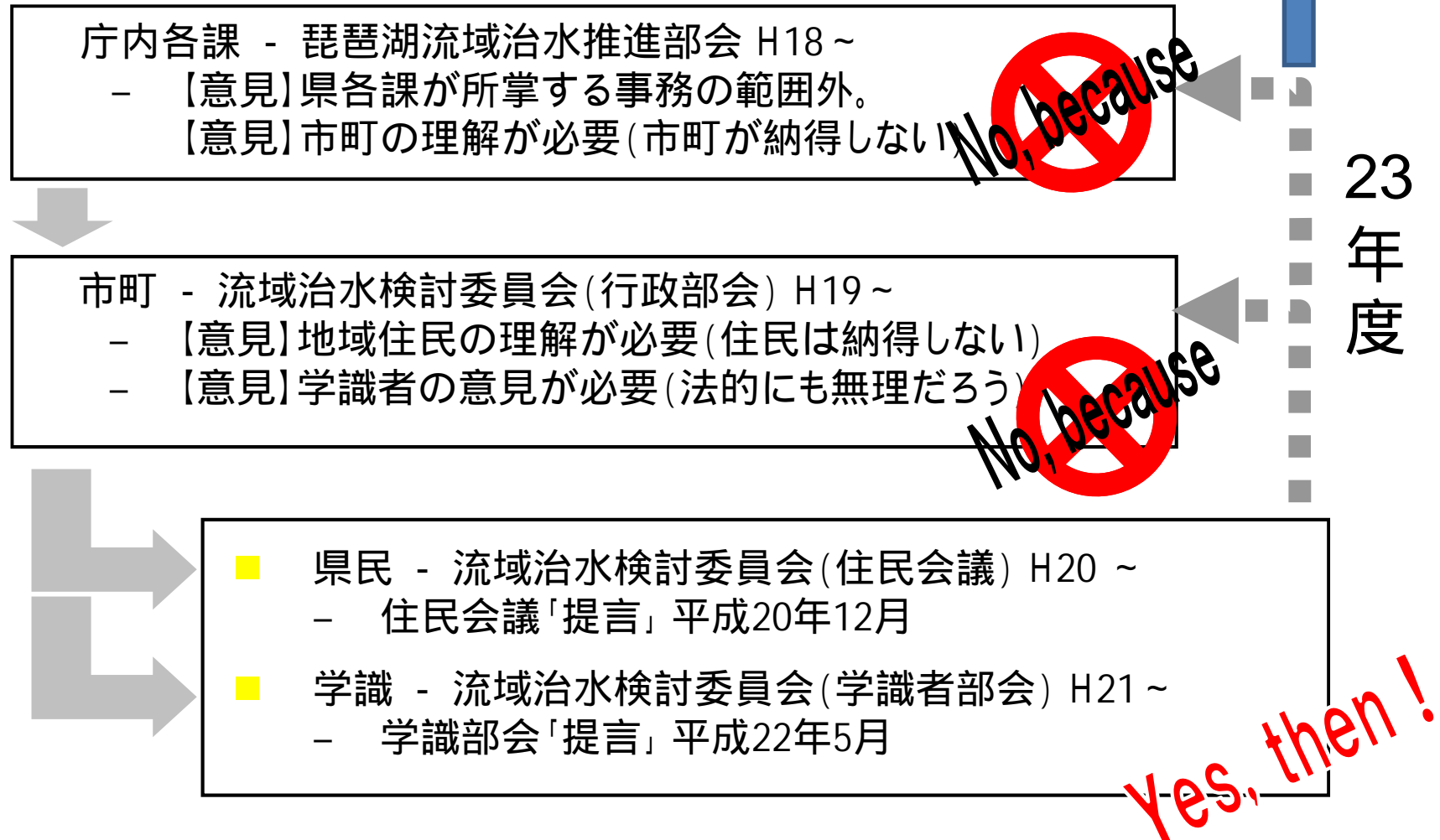
～

2014.1.19

流域治水基本方針策定までの調整

■ 流域治水政策の形成過程

H24.3流域治水基本方針 策定



流域治水基本方針の内容

第1章 流域治水の概念と基本方針の位置付け

第2章 治水上の課題

- 1 本県の河川特性
- 2 気候変動による外力の増大
- 3 行政対応の現状と問題点
- 4 水害に関する地域防災力の現状と問題点
- 5 水害リスク情報の現状と問題点

第3章 これからの治水の基本的方向

- 1 流域治水の目標
- 2 流域治水対策を検討する基礎情報 - 「地先の安全度」

• 第4章 流域治水の進め方

- 1 洪水を安全に「ながす」対策
- 2 流域で雨水を「ためる」対策
- 3 はん濫を一定の地域に「とどめる」対策
- 4 水害に「そなえる」対策

• 第5章 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策

- 1 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価
- 2 滋賀県流域治水基本条例(仮称)の制定
- 3 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画

基本方針と条例案

	基本方針策定時の条例構想	H25年9月議会上程条例案
条例名	「基本条例」	「推進に関する条例」
市町	役割を記載	役割の記載なし
水害に強い地域づくり協議会	4つの対策を円滑に進める方策の一つ	そなえる対策の一つ
水害に強い地域づくり計画	協議会の検討事項として位置づけ 協議会構成員に尊重義務	位置づけなし
ためる対策	県・その他行政施設の雨水貯留機能施設の(努力)義務化	条例化せず
とどめる対策	家屋流出の可能性のある区域での建築規制	条例化せず
	二線堤、輪中堤および霞堤の機能の復元と維持	条例化せず(盛土構造物配慮義務へ吸収)

基本方針の内容から、法的に新たに位置付ける必要のあるもののみを条例化

基本方針に記載された役割分担(例)

表-4 安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担

県	主体	<ul style="list-style-type: none"> ○床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法第 13 条に基づき新たに市街化区域に含めない。 ○家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う。
	支援	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや建築物の耐水化に必要な費用の一部を助成する。
市町	主体	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う。 ○水害に備えた土地利用・建築への理解、住民への普及・啓発。 ○都市計画、土地利用計画等との整合
住民 企業等	主体	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所では建築を回避したり、敷地を高くしたりするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う。

9月条例案からの修正項目

1. 川の中の対策、「河川整備」に関する条文内容の明確化
2. 「浸水危険区域」という名称の「浸水警戒区域」への変更
3. 「水害に強い地域づくり協議会」の位置づけを明確化
4. 「流域治水推進審議会」の設置
5. 流域治水に関する施策の実施状況についての議会への報告
6. 本条例にかかわる罰則は「当分の間、適用しない」こと

1. 前文 関係

[修正項目] _____ : 修正追加部分

近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しているものとする。

水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが重要であることの認識を明らかにする。

「ながす」対策が基幹的対策であることを示す。

[修正の理由・考え方]

【社会情勢】平成25年9月の台風18号により、県内でも大きな被害が発生したこと。

【住民・議会】河川の計画的な整備を着実に推進することが重要であるとの意見が多く出されたことをふまえ、従来からの県の河川整備の方針を明確化するもの

【住民・議会】甚大な被害を回避するためには「ながす」対策が基幹的な対策であるという当初の条例本文にも規定している県の認識を条例前文にも明確化するもの。

2. 基本理念(第3条) 関係

[修正項目] _____ : 修正追加部分

流域治水は、河川の整備が洪水による河川等の氾濫を防ぐための基幹的な対策であることに鑑み、河川を管理する者の責務にのっとり、河川の整備を計画的かつ効果的に実施することを旨として推進されなければならないものとする。(第3条2項を追加)

[修正の理由・考え方]

【議会】河川整備に対する河川管理者の責務をより明確にすべきとの意見を踏まえ追加するもの。

3. 河川整備(第9条) 関係

[修正項目] _____ : 修正追加部分

知事が河川の整備を行う場合において、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮するものとする。(第9条)

河川整備は、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削、洪水調節の機能を有する施設(ダム等を含む。)の設置等の対策を計画的かつ効果的に組み合わせるものとする。(第9条第1号)

[修正の理由・考え方]

【住民】水害リスクの高い区域にかかる河川整備を確実に実施することを明確にすべきとの意見を踏まえ追加するもの。

【議会】「流域治水基本方針」の記載に準拠して、洪水調節施設(ダム等を含む。)の内容を明記し、よりわかりやすくするもの。

4 . 浸水危険区域(第13条、第14条) 関係

[修正項目] _____ : 修正追加部分

「浸水危険区域」を「浸水警戒区域」に改める。(第13条、第14条)

市町長からの意見聴取の手續に係る規定中、回答期限の設定の部分を削る。(第13条)

知事は、浸水警戒区域の指定をしようとするときは、滋賀県流域治水推進審議会(後述5)の意見を聴かなければならないものとする。(第13条)

[修正の理由・考え方]

【住民】「浸水危険区域」というネーミングによる地域のイメージ低下を懸念する住民意見に配慮するため、また、区域指定は地域の警戒避難体制づくりを目的とすることから「浸水警戒区域」という名称がよりふさわしいため。

【議会】関係市町の長の意見を十分に尊重するため。

【住民】区域指定は、慎重かつ丁寧な手続きが必要との住民意見をふまえ、審議会の意見を聴くこととしたもの。

5 . 滋賀県流域治水推進審議会(第13条) 関係

[修正項目] _____ : 修正追加部分

知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会を設置するものとする。
(新規条項)

定 数: 15人以内

構成員: 学識経験者・知事が適当と認める者

任 期: 2年

審議事項: 浸水警戒区域の指定に関する事項・流域治水の推進に関する事項

その他: 部会を設けることができる。

[修正の理由・考え方]

【議会】流域治水の推進にあたって、より公正・公平な判断ができるよう、学識経験者等による審議会を設置するもの。

6. 付則(罰則) 関係

[修正項目] _____ : 修正追加部分

罰則規定は、当分の間、適用しないものとする。(付則)

[修正の理由・考え方]

【住民】地元説明会において、浸水警戒区域における建築制限に関する罰則規定について、慎重な運用を求めるとご意見をたくさんいただいたことから、本条例にかかる罰則については、「当分の間」適用しないこととするもの。

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されることとなります。

なお、区域指定は、地域の合意形成の下で策定される「水害に強い地域づくり計画」を前提としたものです。地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われた場合に、建築基準法の罰則が適用されることとなりますが、地域のルールが守られている限り、罰則が適用されることは、きわめて少ないと考えています。

前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

基礎資料

想定浸水深の設定等

- ・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深(地先の安全度マップ)を設定
- ・おおむね5年ごとに設定・公表

実現

ながす

河川における氾濫防止対策

- ・知事：管理する河川の整備を行う。(浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮)
- ・河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- ・流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- ・当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

ためる

集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水警戒区域における建築規制
- ・区域(200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域)は、住民・市町長・流域治水推進審議会(新設)の意見をふまえて指定
- ・指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く)
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

浸水に備えるための対策

- ・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

そなえる

とどめる

雑則

- ・財政上の措置
- ・施策実施状況の議会への報告
- ・市町条例との関係

罰則(当分の間適用しない)

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

本日の予定

1. 滋賀県の流域治水政策の概要
 2. 滋賀県流域治水の推進に関する条例
制定まで
 3. 滋賀県流域治水の推進に関する条例
制定後の取組と課題
-

滋賀県流域治水条例(第9条)

- 水防法に定める河川管理者の責務(河川整備・維持管理)の明確化
- 平成26年3月に策定した「滋賀県河川整備5ヶ年計画」に基づき河川改修事業を実施。
- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施。



日野川(現川改修1/20暫定整備中)



祖父川(堤脚ドレーン工)

滋賀県流域治水条例(第29条)

- 宅地建物取引業者は、宅建取引時に、取引の相手方に水害リスク情報を提供することを努力義務化

水害リスク情報の提供努力義務に関するアンケート調査

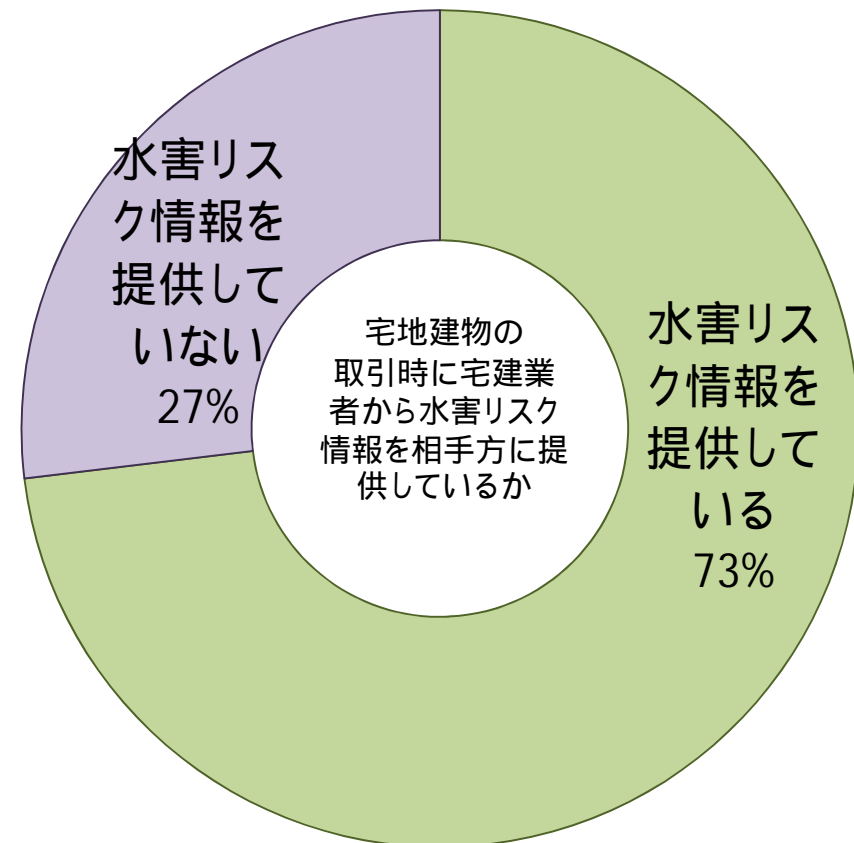
調査対象：県内の宅地建物取引業者1100社

調査時期：平成27年12月25日～平成28年1月15日

回収方法：FAX

回収数：205

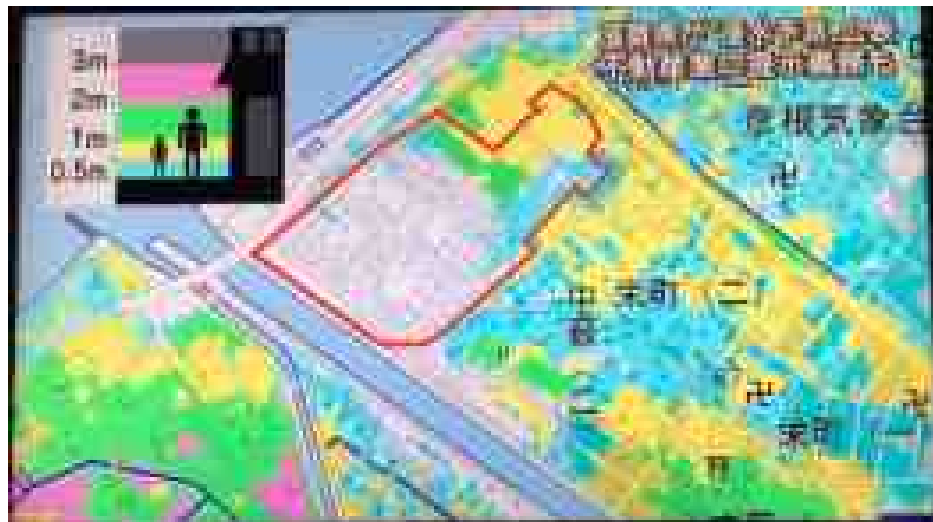
回収率：18.6%



報道ステーションも注目

平成26年12月2日(火)放送

http://www.tv-asahi.co.jp/dap/bangumi/hst/feature/detail.php?news_id=40538



滋賀県流域治水条例(第30～34条)

- 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める。

出前講座実績

	回数	人数
平成26年度	80回	約5000人
平成27年度	47回	約2400人

【対象者】

自治会、消防団新任研修、警察防災担当者、小学校
不動産業者、大学関係者、NPO、銀行、市役所主催防災講座 等

とどめる みちづくりでも治水

滋賀県流域治水条例(第25条)

- 事業者は、盛土構造物の設置等により、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。

「盛土構造物設置等」ガイドライン策定(平成27年4月1日)

内容

条例第25条にかかる具体的な事務手順等(技術的評価方法、手続規定)を整理したもの。

ポイント

「地先の安全度」を用いて、当該盛土構造物の設置等の前後の想定浸水深を予測し、著しい浸水被害が生じないかどうかを評価すること

経緯

関係機関にてワーキングを6回開催し策定

(滋賀国道事務所、道路課、都市計画課、河川・港湾室、流域治水政策室)

盛土設置後の想定浸水深 予測例 (確率規模1/10)



滋賀県流域治水条例(第10,11条)

- 建物、公園、運動場などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化



基本方針に記載された「ためる対策」に関する役割分担

表-3 貯留機能や地下浸透機能の強化に関する役割分担。

県	主体	○管理施設での貯留施設や地下浸透施設の設置・維持管理 ○一級河川流域での開発地における雨水排水処理の指導
市 町	主体	○管理施設での貯留施設や地下浸透施設の設置・維持管理 ○普通河川流域等での開発地における雨水排水処理の指導
	支援	○家庭における対策の普及支援
住 民	主体	○家庭での貯留施設や地下浸透施設の設置・維持管理
企業等	主体	○管理施設での貯留施設や地下浸透施設の設置・維持管理

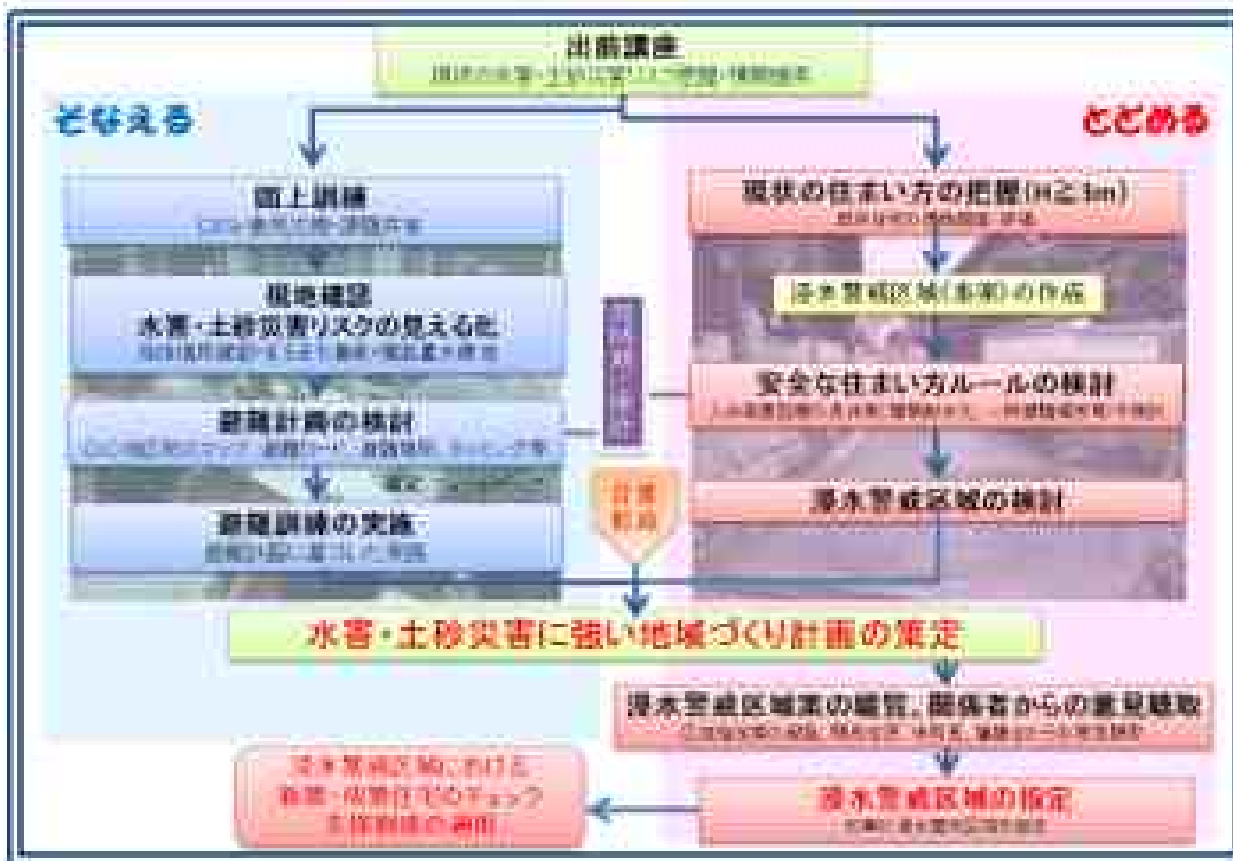
とどめる

家づくりでも治水

滋賀県流域治水条例(第13～23条)

- 知事は、水害リスクの高い区域を「浸水警戒区域」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては耐水化構造をチェック(第5章)

水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の流れ



- 10地区において、「そなえる対策」と「とどめる対策」を並行して検討し、区域指定に向けて合意形成を図っている。
- 平成27年度は住民ワーキングを42回開催。

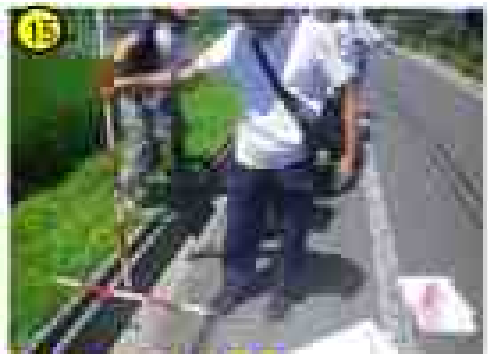
現地確認
危険箇所等を確認

浸水警戒区域の検討
家屋水没図を参考に現地確認

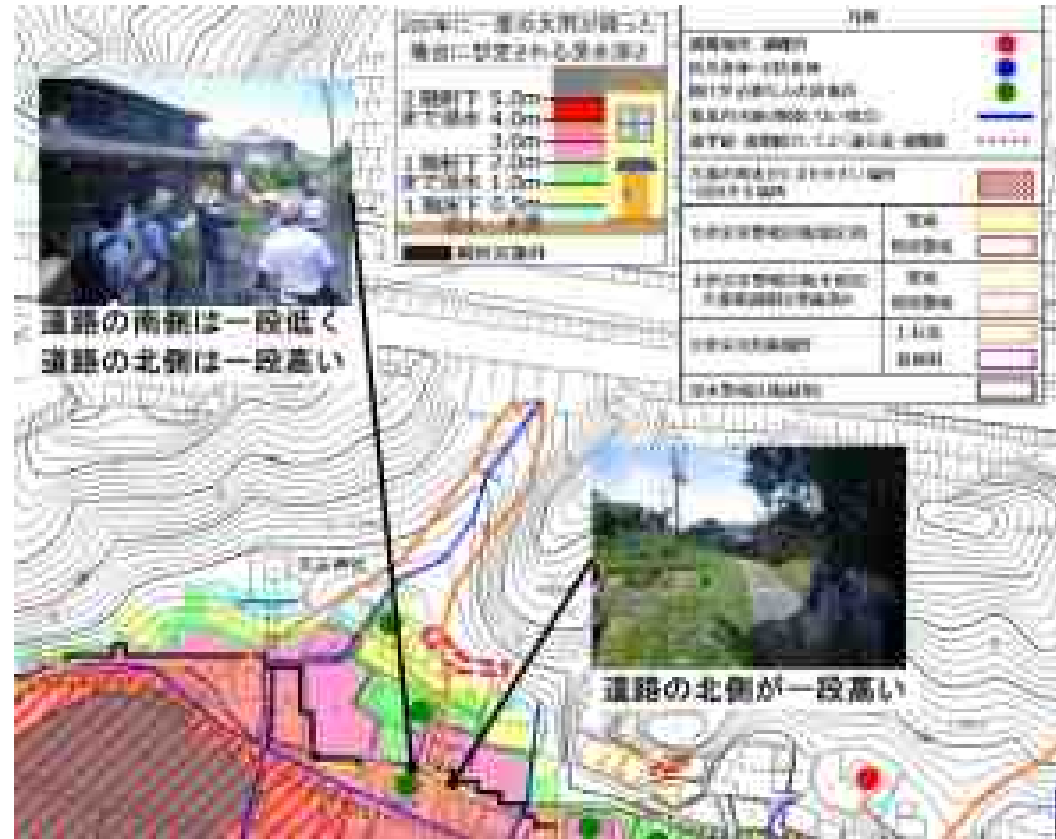
- ・危険箇所等の現地確認による防災マップづくり
- ・家屋水没図を参考に浸水警戒区域について現地を確認し、検討



避難時の危険箇所
家の出口東側に水路の段差



避難時の危険箇所
道路の沿い南側に水路の段差(約40cm)



家屋水没図を参考に浸水警戒区域(敲案)の現地確認

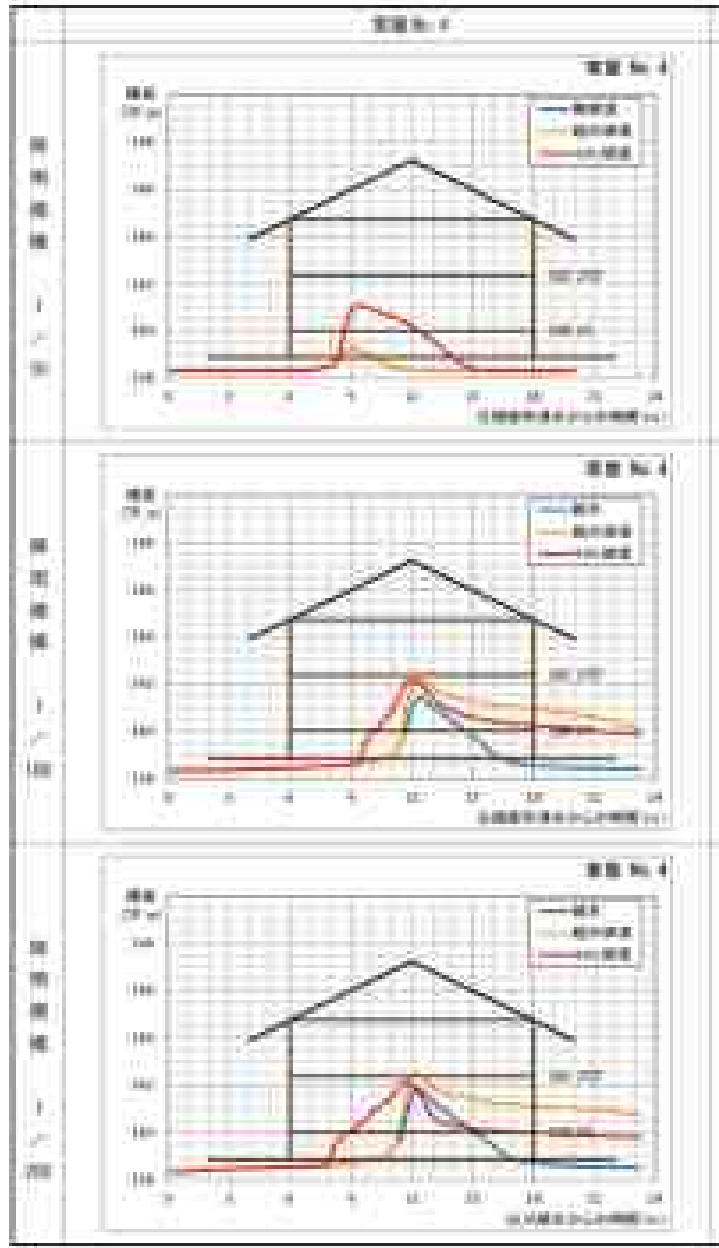
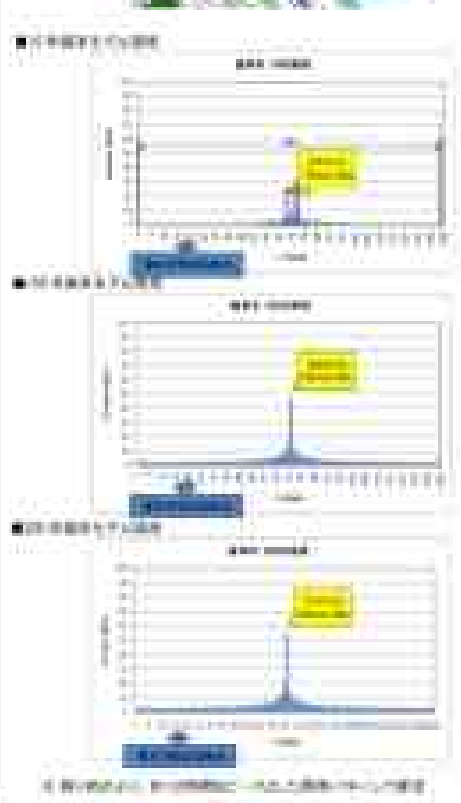
住まい方のルール of 検討 (現地測量調査 結果)

地区 家屋調査報告書



(家の写真)

(家の地図)



※本報告書は、調査の結果に基づき作成されたものであり、調査結果の正確性や信頼性を保証するものではありません。また、本報告書の内容は、調査結果に基づき作成されたものであり、調査結果の正確性や信頼性を保証するものではありません。また、本報告書の内容は、調査結果に基づき作成されたものであり、調査結果の正確性や信頼性を保証するものではありません。

浸水警戒区域指定に関する議会答弁

「具体的には、来年度、モデル地区を選定し、条例案第33条に規定をしております関係住民の皆さんや関係機関で構成する水害に強い地域づくり協議会において、避難場所の選定、住宅の耐水化あるいは緊急避難場所、安全な避難経路、避難のタイミングなど、地域の特性を踏まえた具体的な避難・警戒体制等を内容とした水害に強い地域づくり計画を策定した上で、区域指定を行いたいと考えております。」

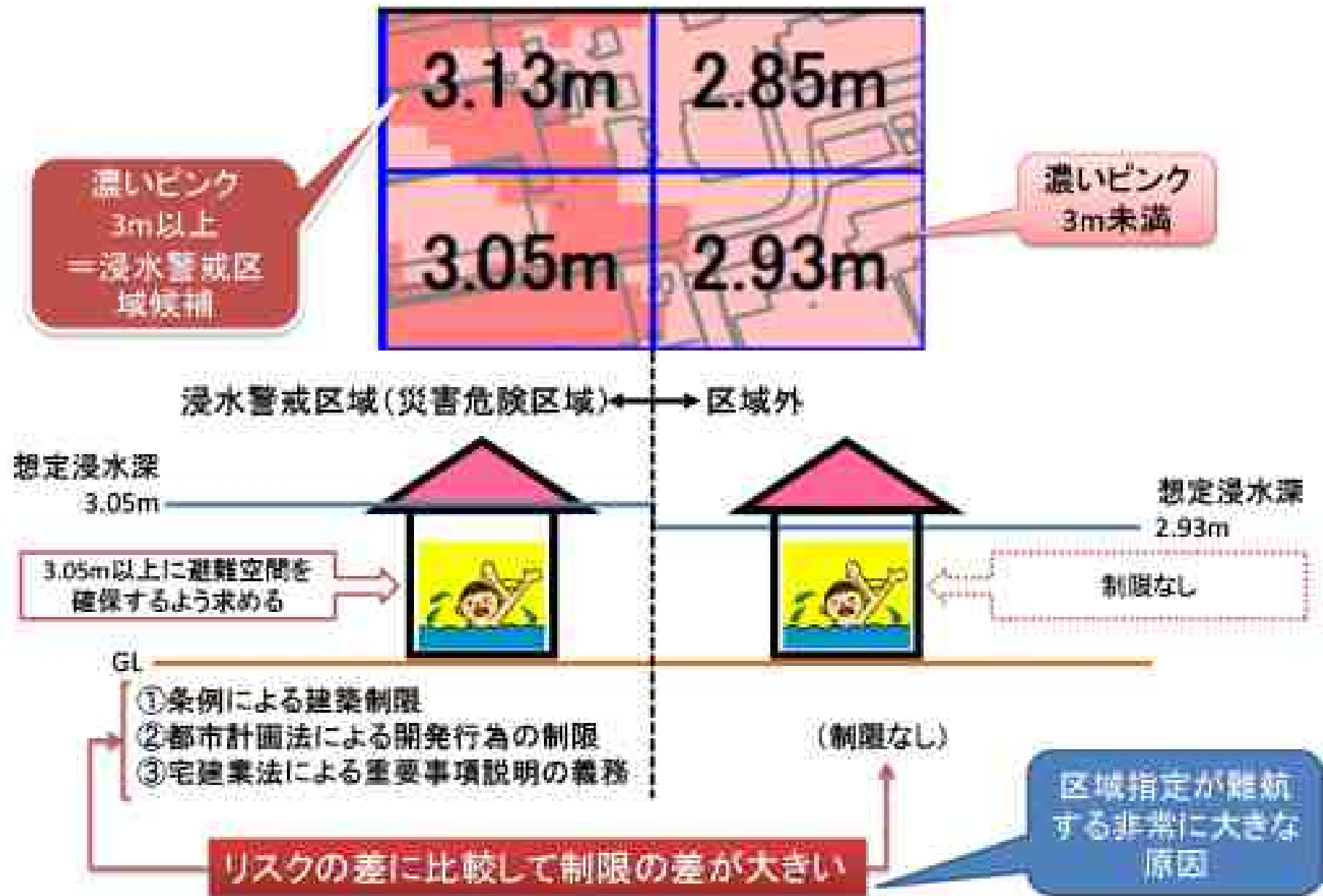
(平成25年9月定例会(第18号～第24号) - 09月24日-02号 自民代表質問に対する知事答弁)

浸水警戒区域指定に関する議会答弁

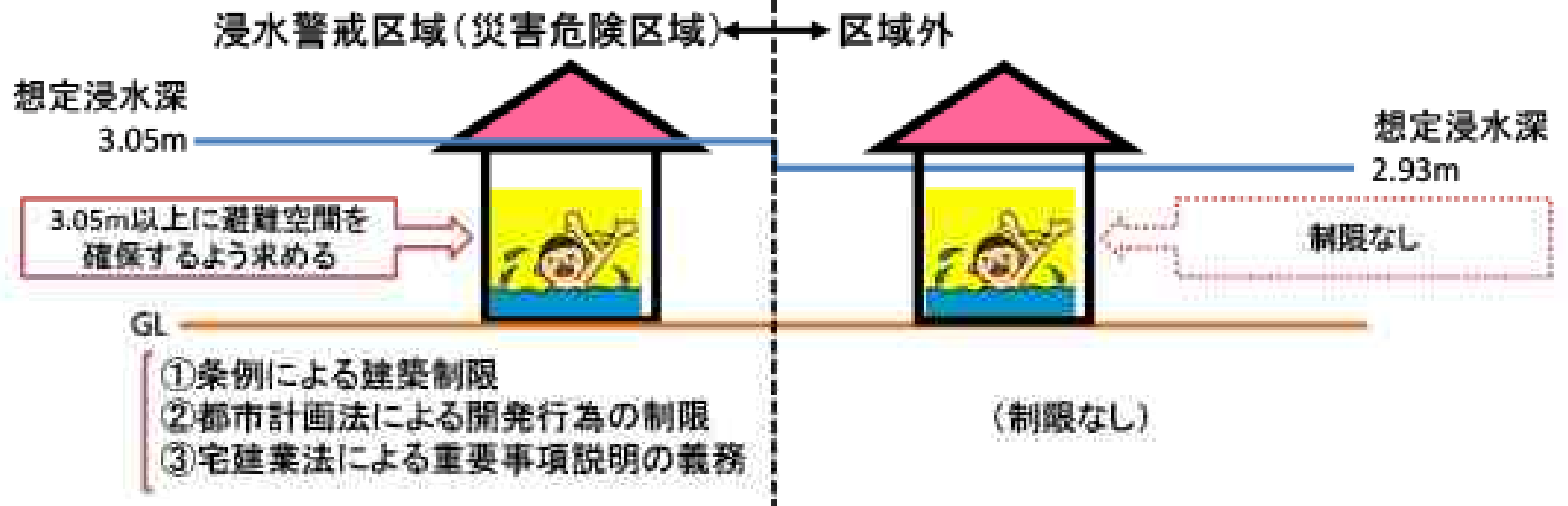
「説明させていただく中で、特に建築規制について、条例制定後、直ちに区域指定がなされ規制や罰則がかかるとの誤解がありましたことから、区域指定の手続としては、まず対象区域ごとに水害に強い地域づくり協議会を設立し、最悪の場合においても命を守ることができるように、建物のあり方や避難体制などについて、**地域の皆さんの合意のもと**、まちづくりの中で水害に強い地域づくり計画を策定していただき、その上で指定を行うことなど、丁寧に説明させていただいております。」

(平成25年11月定例会(第25号～第31号) - 11月28日-01号 知事提案説明)

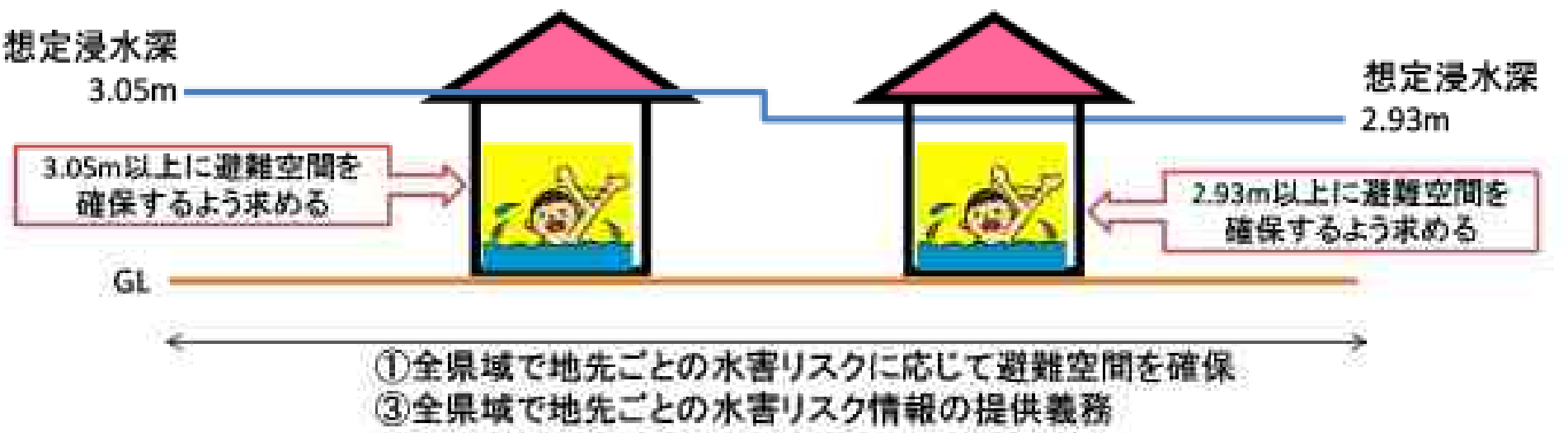
水害リスクの連続性とリスクに対する規制の不連続性 ⁴⁷



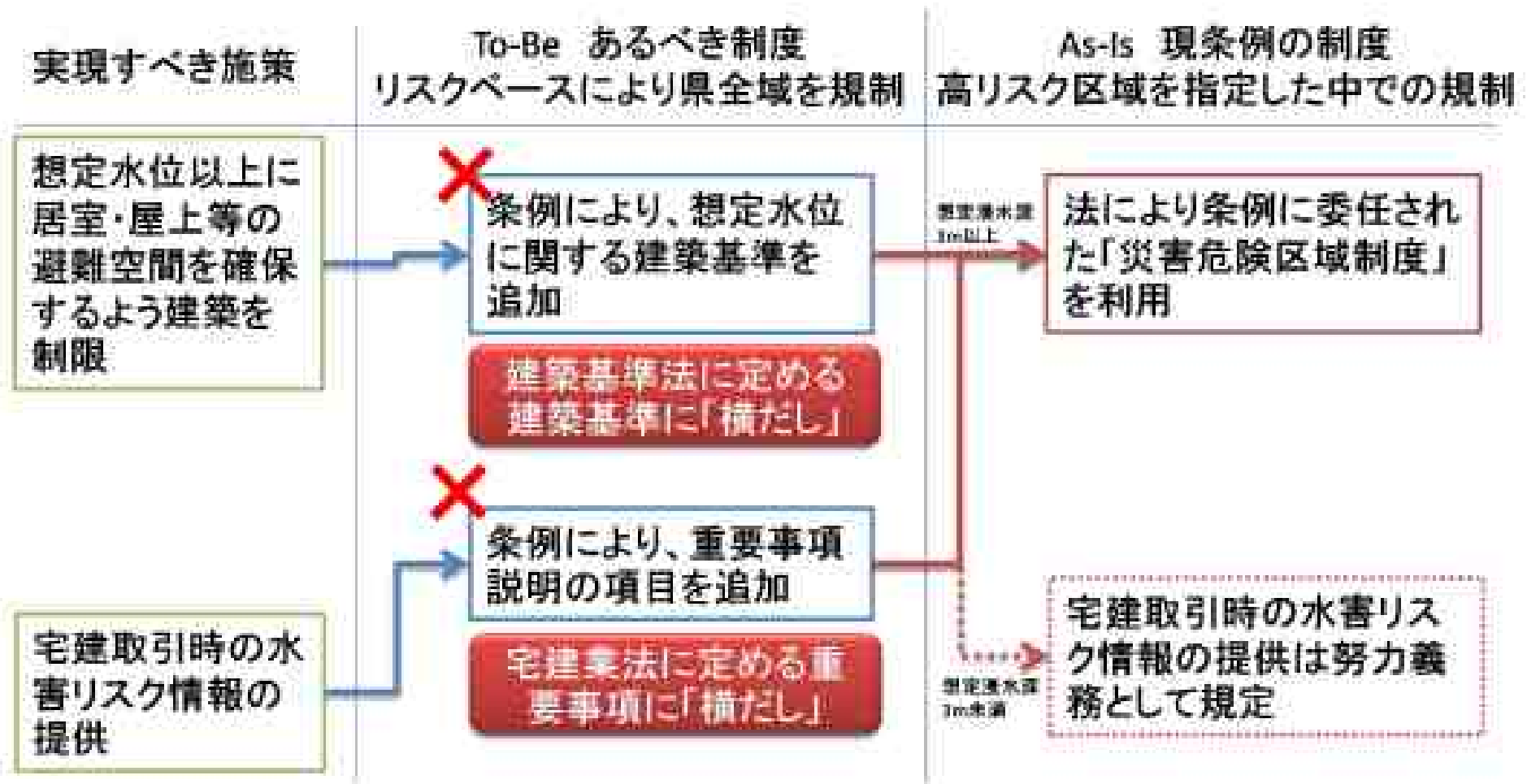
災害危険区域制度を利用した規制



リスクベースの規制



あるべき制度設計と現条例での対応



現条例は既存の法令を用いて制度設計している。

現状の制度設計の経緯と課題

- 水害リスクの連続的な変化を「地先の安全度マップ」により詳細に把握し、また、リスクに応じた耐水化対策も可能であることから、リスクベースによる連続的な規制が望ましい。
- しかし、既存法令の範囲を越えて条例により規制することは困難であるため、建築基準法に定める「災害危険区域制度」を利用し、指定した区域内で規制を行うこととした。
- 区域を指定して規制を行うことは、「レッテル貼り」「不公平」等、住民からの反発が大きく、施策の実施に障害となる。また、場合によっては、景観や街並みの不連続を強いる結果となりかねない。
- 災害特性に応じた、リスクベースの連続的な規制が可能となる法制度の設計が望まれる。
 - 具体的には建築基準法令の中に浸水に対する高さ基準を設ける等

○行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

○対応すべき課題

- 危険な区域からの立ち退き避難
 - ✓ 市町村・住民等の適切な判断・行動
 - ✓ 市町村境を越えた広域避難
- 水防体制の弱体化
- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

○住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実効的なソフト対策の展開を図る

- 円滑かつ迅速な避難の実現
 - ・ 家庭個帳等氾濫想定区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
 - ・ 広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
 - ・ スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供 等
- 的確な水防活動の推進
 - ・ 水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画 等
- 水害リスクを踏まえた土地利用の促進
 - ・ 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、種々な場所での想定浸水際の表示
 - ・ 不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催 等

○危機管理型ハード対策の導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

- 減災のための危機管理型ハード対策の導入
 - ・ 洪水等が発生した場合でも出発までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する試みの推進
 - ・ 堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築 等

滋賀県流域治水政策関連webサイト

流域治水政策室HP

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/index.html>

滋賀県防災情報マップ

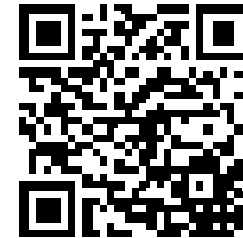
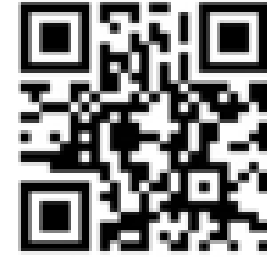
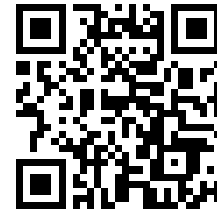
<http://shiga-bousai.jp/dmap/>

滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の取り組み

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/seiteigo26.html>

水害情報発信－水害の記録と記憶－

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/>



お問い合わせ：滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

Tel: 077-528-4291 E-mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp